

(仮称) 地域の拠点づくり戦略策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務目的

福山駅周辺のにぎわい再生については、官民の取組により、福山駅周辺に一定のにぎわいが戻ってきた。これからはまちづくりの軸足を各地域の拠点づくりに移し、地域が主役となってそれぞれの魅力とにぎわいを創出する取組を本格化させる必要がある。

現在、神辺駅周辺や松永駅周辺において、すでに取り組みられているもののほか、南部地域の道の駅アリストぬまくまの再整備などが先行的に行われている。

持続可能な発展に向けて、新たな地域拠点の形成を推進していくため、本市の地域資源を整理するとともに、拠点づくりの手法を示し、今後の福山市域における地域活性化の戦略を策定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

(仮称) 地域の拠点づくり戦略策定支援業務

(2) 業務場所

福山市及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「(仮称) 地域の拠点づくり戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から2025年(令和7年)3月31日(月)まで

3 委託費

委託費の上限は3,862,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、高度かつ専門的な知識・経験等を有する業者から提案を広く募集し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)であること。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(5) 福山市暴力排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号又は第2号又は第3号の規

定に該当しない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）

福山市企画財政局地域拠点形成推進部地域拠点形成推進課

電話：084-928-1303（直通）

FAX：084-928-1229

E-mail：chiikikyoten-keiseisuishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2024年（令和6年）11月1日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から 2024年（令和6年）11月11日（月）まで
質問書の受付期間	公告の日から 2024年（令和6年）11月7日（木）午後5時まで
質問書に対する回答期限	2024年（令和6年）11月8日（金）
参加申込書の受付期間	公告の日から 2024年（令和6年）11月11日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）11月12日（火）
企画提案書等の受付期間	2024年（令和6年）11月12日（火）から 同年11月18日（月）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）11月21日（木）
結果通知	2024年（令和6年）11月25日（月）予定

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から2024年（令和6年）11月11日（月）まで

イ 配付場所

6（1）に同じ。

※福山市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からもダウンロードできます。

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

公告の日から2024年（令和6年）11月7日（木）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問書（様式1）を地域拠点形成推進課宛てに電子メールで提出すること。

※質問書を提出した場合、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※メール件名は「(仮称)地域の拠点づくり戦略策定支援業務委託に係る質問書」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他利益を害するおそれのあるものを除き、2024年(令和6年)11月8日(金)までに福山市ホームページに掲載する。

7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2024年(令和6年)11月11日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)

郵送の場合、2024年(令和6年)11月11日(月)午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～コの書類を各1部提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を提出すること。

(エ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア (仮称)地域の拠点づくり戦略策定支援業務に係る公募型プロポーザル受付票(様式2)

イ 参加申込書(様式3)

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

エ 商業登記簿謄本(写し可)

オ 市税の完納証明書(原本。本市に納税すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式4)を提出すること。)

カ 納税証明書(写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。)

キ 印鑑証明書(原本)

ク 使用印鑑届(様式5)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ケ 委任状(様式6)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

コ 誓約書(様式7)

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

8 プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024年(令和6年)11月12日(火)

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

(1) 受付期間

2024年(令和6年)11月12日(火)から11月18日(月)まで

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)

郵送の場合、2024年(令和6年)11月18日(月)午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式8) 1部

イ 企画書 9部(正本1部、副本8部)(併せて、電子データを地域拠点形成推進課宛にメールで提出すること)

企画書は、A4サイズ8枚以内(表紙を作成する場合は表紙を含む)、片面印刷、文字の大きさは11ポイント以上(図表は除く)、使用する言語は日本語とし、(仮称)地域の拠点づくり戦略策定支援業務委託仕様書を踏まえて作成すること。なお、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

ウ 見積書 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された書類をもとに、(仮称)地域の拠点づくり戦略策定支援業務委託事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行うこととする。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目に基づき、提出書類による評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。なお、評価委員会は、企画提案の内容について、必要に応じて提案者に対して確認を行うことができるものとする。

(1) 受注候補者の選定選法

ア 評価委員会が評価基準書に基づき、企画提案書による審査を行う。

イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

ウ 評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定する。

エ 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。

オ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 審査

ア 実施日

2024年(令和6年)11月21日(木)

イ 実施方法

別表の評価項目における評価内容に基づき、プレゼンテーションによる審査を実施し、選定する。企画提案の所要時間はプレゼンテーション15分程度、審査委員からの質疑10分程度とする。

※各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

※プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

※指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

ウ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーション及び質疑応答はオンラインにて実施する。提案説明時に通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開するものとする(詳細については、参加資格の確認結果通知時に別途通知する。)

(4) 結果通知

2024年(令和6年)11月25日(月)を目途に、企画提案書提出者全員に選定結果を通知することとする。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、福山市ホームページに公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。

また、評価項目ごとの評価結果の公表を希望する場合、2024年(令和6年)11月29日(金)までにその旨を記載した電子メールを6(1)に提出すること。(本市からの回答については、送付元の連絡先に電子メールを送付する)

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について、協議等を行い、仕様書の内容確定後に見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議に

より、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

- (3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合、辞退したものとみなす。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用等は、全て参加者の負担とする。また、提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとするが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を地域拠点形成推進課に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとし、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画が変更又は中止となる場合があり、その場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。

- (15) 参加者は参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (18) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。
- (19) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは業務委託終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内において、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

1.4 参考資料

本業務に関する参考資料を福山市ホームページに掲載する。

- (1) 福山市地域資源調査報告書
<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikaku/301991.html>
- (2) 地域未来ビジョン策定の手引き
<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/chikikyoten/348023.html>
- (3) 福山駅前再生ビジョン
<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekisyuuhensaisei/114034.html>
- (4) 福山駅周辺デザイン計画
<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekisyuuhensaisei/180971.html>
- (5) 福山市地域戦略
<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikaku/255498.html>

(仮称) 地域の拠点づくり戦略策定支援業務委託評価基準・評価項目

評価項目		評価内容	配点	小計
業務実 施面	業務実績	本業務に類する業務の実績を有し、その実績の内容が本業務を遂行する上で効果的なものであるか。	/10	/20
	実施体制	十分な配置人員及び業務実施体制、緊密な連絡体制が確保されているか。	/10	
企画提 案書	業務理解 度	本市における現状や都市経営の問題を的確に把握しているか。	/10	/60
		他都市で実施している類似業務についての知識が十分にあるか。	/10	
	戦略の作 成	拠点づくりの戦略のポイントや柱立てについて、考え方や方向性が具体的に示されているか。	/10	
		駅周辺再生の手法を参考にした、拠点の創出プロセスについて、考え方や方向性が具体的に示されているか。	/10	
		施設や場に捕らわれない、ヒト、モノ、キノウ、コトを含む拠点の創出プロセスについて、考え方や方向性が具体的に示されているか。	/10	
		成果指標の考え方について具体的に示されているか。	/10	
全体	プレゼンテーションにおける説明、質問に対する回答が的確であるか。		/10	/20
	提案の着眼点、発想が優れているか。		/10	
合計				/100